

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（ＩＴ化関係）部会
第６回会議 議事録

第１ 日 時 令和４年７月８日（金）自 午後１時００分
至 午後３時４７分

第２ 場 所 東京高等検察庁第２会議室

第３ 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）の
見直しについて

第４ 議 事 （次のとおり）

議

事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時刻となりましたので、第6回会議を開会いたします。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は衣斐幹事が御欠席と伺っております。

本日の審議に入ります前に、配布資料について、事務局からの御説明をお願いいたします。

○治部関係官 本日は、部会資料9-1「中間試案のたたき台（1）」及び部会資料9-2「中間試案のたたき台（1）（説明付き）」を配布させていただいております。部会資料9-1は、民事執行、民事保全、非訟事件、民事調停及び労働審判の手續につきまして中間試案のたたき台を記載したもの、部会資料9-2は、部会資料9-1に説明を付け加えたものでございます。本日の御審議の際には、説明付きの部会資料9-2に基づきまして、事務局から個別の項目の内容について説明させていただく予定です。

また、本日は併せて、今般成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正後の民事訴訟法のうち、部会資料と関係のある条文を参照条文として配布させていただいております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思いますが、本日の審議の趣旨について一言申し上げたいと思います。前回も申し上げたことですが、本日は中間試案のたたき台という形で御議論を頂きますので、この中身で甲案、乙案等、分かれている部分もありますけれども、それに対して、こちらに賛成だとかというような形の御意見を必ずしも頂くという趣旨ではなくて、こういうような聴き方でパブリック・コメントに付すということが適切かどうかという点、ここの書き方はもう少しこうした方がいいのではないかと、ここはそういう選択肢は要らないのではないかと、そういうようなパブリック・コメントの出し方という観点から御審議を頂ければ大変有り難く存じます。御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

それでは、部会資料9-2の2ページで、「第1 民事執行」の「1 裁判所に対する申立て等」について、事務局から説明をお願いします。

○西関関係官 こちらに記載させていただきました論点は、インターネットによる申立て等の可否及び義務付けにつきまして、これまでの会議において頂きました意見を踏まえて記載させていただいたものでございます。基本的にはこれまでの部会資料と同様の内容かと思いますが、先日の御議論を踏まえまして、裁判所が選任した機関に対する義務付けという点につきましては、本文において両案併記の形で記載することとしております。

○山本（和）部会長 それでは、この第1の1の点について、どなたからでも、どの点からでもよろしくお願いします。

○植松幹事 それでは、私の方から2点ほど質問という形で、させていただければと思っております。（2）のイの関係なのですけれども、甲案というのは、裁判所から選任された者についてインターネット申立てを義務付けるという内容だと思うのですが、この甲案というのは民事執行法や、規則も入るかもしれないですけれども、そういったもので、裁判所が選任する者については全てインターネット申立てを義務付けると、そういう内容なの

でしょうかというところが1点目です。これは、部会では、ほかの手續のところでも、選任された人によって個別に検討すべきというような意見もあったかなと思っておりまして、念のためその点を確認させていただければというところです。

それから、もう1点が、同じイの関係なのですが、強制管理に関しては執行官が管理人となるというケースがほとんどであると聞いております。そうすると、仮に甲案が採用された場合には、執行官についても申立て等をインターネットで行うことが義務付けられると、そういう理解になるのでしょうか。執行官に関しては、どちらかというところ裁判所内部の人間みたいなのところもあるので、法律で義務付ける必要もないのではないかという考え方もあるようにも思うのですけれども、飽くまでこの甲案は執行官も含めて義務付けるという前提で理解したらよろしいのでしょうか。その2点教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。まず、甲案の趣旨として、全てかという点につきましては、甲案自体は全てを想定しております。現時点で個別に抜き出すほどに議論がされているわけではないので、恐らく選択肢としてはもう、どちらかしかないのかなということで今のところは考えて、作らせていただきました。

また、執行官につきましては、恐らく最終的に甲案を採用した際に、そういう執行官的な裁判所関係者について、あえて抜くのかどうかという議論は別途問題になるのかなと思いましたが、パブリック・コメントをする観点から行きますと、若干細かい話かなという気もしましたので、一般的に選任された者でどうかということで書かせていただいたというところでございます。

○植松幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 2点ございまして、民事執行の申立て等のところで、破産のところでも同じような議論が出たのですが、法律論ではないのですが、事件管理システムについてフォーム入力というものを入らせていただければいいのではないかなというのが一つであります。

もう1点は、（2）アの（注）で、いわゆる民事訴訟でいうと甲案が出ているのですが、ここで議論している人は、なぜこの（注）にこういうものが出ているのかというのが分かりますけれども、中間試案ということで意見をパブリック・コメントで求められる際には、少しここに補足説明がないと、何で民事執行だけ（注）で甲案が出ているのかという点が少し分かりづらいと思うので、何か補足説明をしていただければと、このように思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。基本的には補足説明の点については、今回の資料の説明というのは飽くまでも今回の審議向けの説明で、それで非常に簡略なものになっているわけですが、中間試案の補足説明は恐らくもっと詳しいものになって、今、今川委員がおっしゃったような点も含めて多分、記載されるものと考えます。

○今川委員 ありがとうございます。

○脇村幹事 1点だけ今川先生に御確認させていただきたいのは、2点目につきましては補足説明で議論を紹介させていただくことを考えていますが、1番目につきましては、ゴシック部分といいますか、何かこの中間試案として書き込んだ方がいいのか、補足説明にそ

ういったことがあると書き込んだ方がいいのかという、そこだけ少し教えていただければ。

○今川委員 私の理解が間違っていたら申し訳ないのですが、ゴシック部分に書き込むというのと大体法案になるという前提で、（注）だと規則になるのでは、少し違うのかもかもしれませんけれども、大きく分けるとそういうことになるのではないかと思います、これは破産との兼ね合いにもよるのですが、私個人としては（注）か何かに入れていただくのがいいのかなと、このように思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく最終的には運用のことになると思いますので、最終的な法文あるいは規則についても、要綱の中で何か書き込むかどうかというのは難しい面があるのかなとは思いつつも、先生がおっしゃっている趣旨は、パブリック・コメントをする際にそういったことについても広く御意見を聴く形にして、入力式といいますか、デジタル的な情報を入力できるようにすべきだという御意見が部会で出ているということ を明らかにした方がいいのではないかと思いますので、次回、恐らく倒産について一度、案を出させていただくので、そこでどういった形で（注）に書くかどうか、少し私たちの方で考えさせていただいて、書くのだったら合わせて書くということだと思いますので、書けるかどうか少し考えたいと思います。もちろん今、委員、幹事の方から書かない方がいいという意見があれば別かもしれませんが、いずれにしても次回は、倒産についても議論があるところだと思いますので、考えたいと思います。

○山本（和）部会長 今川委員の御指摘のとおり、かなり当部会では、倒産中心だったと思いますが、議論があったところではありますので、どういう形で取り上げるかということ は考えさせていただければと思いますけれども。

○今川委員 ありがとうございます。今回の案でも、運用というか、そういうものが（注）に取り上げられていましたので、できれば運用であっても（注）に取り上げていただければと、こういう意見を持っております。

○山本（和）部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第1の1については、今少し御指摘があったところをどういう形で取り上げていくかということは考えさせていただければと思います。

続きまして、部会資料3ページの「2 提出書面等の電子化」、この部分につきまして事務局から資料の説明をお願いします。

○西関係官 こちらの論点につきましては、基本的には前回御議論いただいた破産手続におけるのと同様の記載となっておりますが、その際の御議論を踏まえまして、（1）の（注）について若干記載ぶりを修正しております。具体的には（注）の冒頭で、提出書面等の電子化につきまして、原則として全ての事件について電子化をするというような考え方と、一定の範囲で電子化を行う考え方というのがあるということを記載した上で、それぞれについて考えられる具体的な考え方を記載するというような形にしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点もどこからでも結構ですので、御発言いただければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。2（1）の、検討するという、ここの聴き方ですが、これはよくあることなんでしょうかという質問と、あと、検討するというふうに聴いていただいた場合に、この（注）にいろいろ案が書かれていますが、具体的に検討した上で意

見を出していただきやすくなっているかが少し気になったというのが1点です。

それから、この（注）を分解すると、まず、全ての事件につきルールを適用するというのがa説、後者の考えとして後ろに書いてあるのがb説だとすると、前者の考え方の中にもある考え方というのがa説の中での②番の説ということかと思うのです。bの中にまた①、②、③という考え方もあるという書き方になっていると思うのですが、聴かれた方に分かりやすく、選択できるような形で、a説の①、②とかいった聴き方をした方がいいのではないかと考えました。あと、aの②の説と、bの②あるいはbの中の①と②の違いが分かりやすいだろうかというのが少し気になりますので、その辺り、少し御検討いただけたらどうかと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務局からお答えを願えますか。

○脇村幹事 脇村です。まず、検討するということの書き方なのですが、例がないと言われると、結構あるケースが多いのかなと思います。ただ、今回の部会資料、中間試案では極力使わないようにしていたつもりでして、といいますのは、数少ない経験からしますと、検討することに賛成という意見が出される方があり、賛成か反対か分からなかったことがありましたので。ただ、少しここは、一方で（注）の考え方がありましたので、検討するという書き方にしたのですけれども、少しやはり検討するという書き方だと分かりにくいのではないかと思いますので、例えば、まだ思い付きですけれども、（注）のような考え方を踏まえて記録しなければならないものとするというような考え方なのかなと思いますので、（注）との関係を少し本文に書くような形にした上で、少し改めようかと思っています。

また、（注）の中にもナンバリングをした方が、恐らく意見が書きやすいということかと思っていますので、前者、a説と仮に呼んだ場合には、a説の中にそのまま適用するa①の説と、微修正するa②の説があるということからすると、（注）の書き方として、a①に賛成とか書きやすいような形でナンバリングを付けるか考えたいと思います。また、今、a②としましたけれども、と後者の考え方については若干、例外要件が広がるかどうかという捉え方は少し違うのかなと思っておりましたので、いずれにしても先ほど言ったような形で、a①とかb①、b②ということにすれば、一応、選択肢としては扱いやすくなるのではないかと思いますので、そうした上で補足説明等では少し、そもそも似ているのだけれども思想が若干違うのですと、a②の方は、基本的にはそうするのだけれども、特段の事情というか何らかの事情がない限りは外れるのに対して、後者、bの方は、積極的要件というか、そういったことであるという発想なので、そこは結果的には揃うかもしれないけれども、思想が違うということを書かせていただこうかと思っています。検討も含めて考えさせていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を頂いたかと思っています。この民事執行のところだけではなくて、かなりの手続に同じような形の提案がされているので、全部について御検討を頂くということにしたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 中間試案をどうこうという話ではないのですが、先ほどの2（1）の（注）なのですが、2段落目の、前者の考え方の中にも下記（2）ア②の電子化をしない場合うん

ぬんのただし書を運用すべきだと書いてあるのですが、①も同じようなただし書があるのですけれども、これは申立て等が書面によって行われたときとなっておって、②はそれ以外の場合を想定されているのだらうと思うのですが、それは区別して使われているということでもよろしいのでしょうかというのが質問です。区別されているのだったら、また、どういう理由で区別されたのかということ。

○山本（和）部会長 事務局からお願いします。

○脇村幹事 部会資料の下記（２）ア②と書いてあるところが、①が抜けている関係かなと。違いましたか。

○今川委員 抜けているということですか。

○脇村幹事 いえ。

○今川委員 抜けているのはどうしてかという。

○脇村幹事 恐らくこれまでの議論ですと、申立て等とそれ以外なものとは違うのではないかという御意見があったのかなと思いましたので、雑多なものについて抜くという発想かなということを書いた方がいいのかなと思ったので、そこだけ書いたという趣旨でございます。そういう意味では、（２）ア②という書き方が、機械的に書くとそうなのですが、若干、誤記ではないかという御懸念になったかもしれないので、これだけ見ても①と②で区別をしているということが少し分かるような形で書けないか、考えたいと思います。もちろん現時点で①と②をあえて区別する必要がないのではないかという御意見があれば、また頂ければ、そこはそこで考えたいと思いますが、部会資料としては差し当たりは、従前の議論からするとそういうことなのかなということで、一応段差を付けた趣旨で書いています。

○今川委員 そういうことなのかなと想定していたので、それで、あとは補足説明等々で分かるようにしていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、やはりここも幾つか御指摘がありましたので、表現ぶりも含めて更に御検討を頂きたいということにして、続きまして、今度は部会資料４ページの「３ 裁判書、調書等の電子化」、この点につきまして事務局から資料の説明をお願いします。

○西関係官 こちらにつきましては、従前の部会資料から特段変更はございません。パブリック・コメントに付すべき案として追記、修正などした方がよいところがございましたら、御意見を頂戴できればと思います。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。ここは特段よろしいでしょうか。

○今川委員 細かい話で申し訳ないのですが、イの例外のところで。

○山本（和）部会長 どの御指摘でしょうか。

○今川委員 ごめんなさい、（２）。

○山本（和）部会長 （２）に戻ったわけですね。どうぞ。

○今川委員 申し訳なかったです。少し言うのを忘れておりまして、（２）イの例外のところで、営業秘密のうちというのも特に必要のあるものと付いているし、秘匿事項の届出書面のうちというのも必要のあるものと付いているのですが、１３２条の１２を読むと、第２号というのがあって、これについては裁判所が特に必要なものがあるときというのが入

っていないので、そこら辺はどういうふうにお考えなのかなと。もし132条の12のとおり行くのであれば、少し書きぶりを変えられた方がいいのかなと思いましたけれども、いかがでしょうか。

○山本（和）部会長 事務局からお願いします。

○脇村幹事 ここは若干、秘匿事項全体をはしょって書くときに、そのうちの一部ですよということを書こうかなとしたこともあったので、ほかのものも入っていた関係で、こうしました。恐らく、先生がおっしゃったように、届出書面に関してはそれだけで抜いていますので、最初は補足説明で書かせていただこうかと思っていたところなのですが、若干細かくなってよろしければ全部書くのもありなのですが、若干どうしようかなというのがあります。ただ、確かに届出書面等ということで一番最初に出てくるものなののが気になるという御趣旨かなと思います。余り長くないような形で修正できないかは少し考えたいと思います。全部書くとすごく長くなりそうだったので、少しはしょって書いたので、すみません。

○今川委員 よく分かりました。同様に書いてあったので、少し気になっただけです。

○山本（和）部会長 全体のバランスとして、完全に条文と同じように書くと、普通の人が見たときに全く読む気がしないような文章になることも往々にしてあるので、その辺りの少しバランスを考えて、誤解を生じないように事務局に工夫をしていただければと思います。

今、2に戻っていただいたのですが、3の裁判書、調書等の電子化の部分はいかがでしょうか。ここはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料5ページの「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○西関係官 まず、（1）の口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋、こちらにつきましては、これまでの資料と内容の変更はございません。

それと、（2）の売却決定期日及び配当期日につきましても、これまでと内容的な変更はございませんが、電話会議の利用を認めるかどうかというところにつきましては議論がございましたので、両案を併記するような形にしております。また、要件として関係人の意見聴取を要求するかどうかというところにつきましては（注）で記載をしております。

それと、次に（3）の財産開示期日の関係でございますが、このうちアの申立人のウェブ参加等については先ほどと同じでございます。それと、イの債務者のウェブ陳述につきましては、これまでの会議でbの要件というものを不要とするような御意見も頂戴していたところございましたので、そのような考え方を（注）に記載させていただいております。（後注）はこれまでと同じでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、これは（1）から（3）まで分かれています、特段区切りませんので、どの点からでも結構ですので、御質問、御意見を御自由にお出しを頂ければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。3点ほどございまして、まず1点目は（2）の（注1）、それから（3）アの（注1）の関係なのですが、この（注1）の記載の内容というのは、これまでの部会資料ではゴシックで書かれていたような記憶でございまして、今回それが（注）に落ちているというところで、これ自体が法律の改正でこういった内容

が採用されるという話であるとする、ゴシックにすべきなのではないかと思ったのが1点です。

それから、2点目が、(2)と(3)の期日におけるウェブ会議、電話会議の利用の点なのですが、これは前提として、裁判所におけるリアルな期日というものが残る、残った上でウェブや電話で参加できるということなのだと思います。その点之余り明確になっていないかなというところで、読む人によっては、これはリアルの期日が開催されず、ウェブのみあるいは電話のみというふうな取り方をする人もいるように聞いておりますので、そこは補足説明などで、リアルの期日が残るという前提だということを少し書いていただけるといいかなと思っております。

それから、3点目が、(3)財産期日のイ①bの点なのですが、これを否定する考え方というのは私も部会で述べさせていただいたところなのですが、これだけ拝見すると、何でそういう考え方なのかというのが分からないというところで、理由を簡単で構いませんので、少し付けていただけるとよろしいのではないかと考えております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。事務局からお答えないコメントをお願いします。

○脇村幹事 まず、(注1)の点につきましては、これは最終的には法律事項の改正だと認識はしております。ただ、こう書いたのは、甲案、乙案ということで、ここに議論を集中してもらった方がいいかなというところで、二度、その後に(注1)のようなことをゴシックで書くと逆に分かりにくいかなと思って、そうさせていただきました。ただ、甲案、乙案を踏まえて、ゴシックで書くということもあるのかなという気がします。少しそこは考えさせていただきたいと思います。仮に(注)を残すとしても、法律事項を想定しているということは補足説明で書くということなのかなと思っておりました。

2点目につきましては、御趣旨頂きましたので、補足説明ということだと思いますので、前向きに検討させていただきたいという意味で、検討させていただきたいと思います。

あと、最後のページといいますか、7ページのbの関係で、基本的にその理由等については補足説明で触れる前提で考えておりました。ですので、ここにつきましては、ここだけ理由を本文に書くというか、(注)で書くのは少しバランスが悪いかと思うので、基本的には補足の方で考えたいと考えております。

○植松幹事 ありがとうございます。

○山本(和)部会長 よろしいですかね。基本的には、本文の提案の理由もそうですし、(注)の対案みたいなものの理由もそうですが、基本的には、なぜそうかというのは補足説明を読んでもくださいというスタイルで全体ができているということで御理解いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 (3)の財産開示期日の(注2)のところで、誰から意見を聴くかということなのですが、申立人及び債務者だけではなくて、申立人のみ、債務者を除くという考え方もあったのかと思いますので、そういう二つの案を並列というか、書いていただければ、このように思います。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 選択肢としてそういったことが分かるような形ということだと思いますので、

長くならないような形で書けないか、少し考えたいと思います。すみません。

○山本（和）部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 大変細かいことで恐縮なのですが、（３）イの部分なのですが、全体
の中間試案の書きぶりを見ると、どれも考え方を示すということで、何々するものとする
というような書き方がされている中で、（３）イだけがかなり条文に近いような書きぶり
になっておりまして、多少違和感を覚えるところです。恐らく、その前のアなどの（注１）
も同じような構造になっているのですけれども、これがゴシックでなくなったことによっ
て、これだけが目立つという感じになっているのかなと思うのですけれども、これも全て、
何々するものとするというような形で、考え方を示すだけにした方がバランスがとれるの
かなと思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。誠にごもっともな御指摘のような気もしまし
たが、いかがでしょうか。

○脇村幹事 ものとする、を足す方向で、全体ももう少し見直した上で、抜けているもの、
くどいかなと思うところは若干はしよったところもあるので、多分ここははしよりすぎた
ということだと思いますので、すみません、もう一回確認して、足したいと思います。あ
りがありがとうございます。

○山本（和）部会長 貴重な御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 ４（２）の甲案、乙案のところで、平仄を合わせるとすれば、ウェブ会議のみ
を利用して当該期日の手続に関与することができるものとする、というふうにする方が、
平仄を合わせるという意味では、いいのではないかと。すなわち、電話会議を利用して当
該期日の手続に関与することができないものとする、ここまでは中間試案として書く必
要はないのかなと思ったのですが。

○山本（和）部会長 事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 若干、のみというのは入れた方がいいかなという気がしたのですが、併せて後
者を省いた方がいいかということだと思うのですけれども、ぱっと見た感じ、電話は使
えないですよと書いた方が分かりやすいかなと思って書いていたので、別に強調したいと
いうよりは、対比する意味で分かりやすいかなと思って書いただけだったので、もし御意
見があれば頂ければと思いますが、そちらの方が分かりやすいのではないかという気がし
ていました。すみません。

○笠井委員 今の話との関係だと、リアル出席というのを除いてしまうような表現になら
ないように、他方で気を付けなければいけないのかなと思いました。のみという、リア
ルが抜けてしまうような問題が出てくるかなと少し今思ったので。

○山本（和）部会長 そうですね、最初の植松幹事の御発言とも関係していると思いますけ
れども、少し書きぶりを工夫して、電話は利用できないのだということを明らかにした方
が意見が出やすいのではないかというのが今の脇村さんの説明の趣旨だったと思いますの
で、そういう面もあると思いますので、少し書きぶりを工夫していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は部会資料７ページ「５ 売却及び配当」ですね、事務当

局の方から説明をお願いいたします。

○西関係官 こちらでは、売却決定期日を経ない売却及び配当期日を経ない配当につきまして、これまで御議論いただいたことを踏まえまして、具体的な手続の一案を記載しております。どのような手続が考えられるかにつきましては引き続き検討しなければならないところかとは思いますが、まずはパブリック・コメントに掛ける際の大枠の案として追記や修正をすべき点がないかという点につきまして御意見を頂戴できればと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。中身的にはこれまで大分御議論を頂いたということかと思えますけれども、条文の形にすればこのような感じになるのではないかということを一応、事務局としてお示しを頂いたということかと思えますけれども、御質問でも御意見でも御自由にお出しいただければと思います。

○橋爪幹事 （２）③の送達又は送付となっている点についての意見でございます。今回の提案が、期日方式に加えて期間方式を新たに設けようというものであることからしますと、配当期日を経ないで配当手続が行われる事案としては、例えば、配当を受ける債権者が全て金融機関などであるなど、事案の内容に照らして異議が出される可能性が低いと裁判所が判断できる事案であると想定されます。そして、正にそのような事案でこれまでよりも迅速かつ効率的に手続を進めることを可能とするために、新たに期間方式を新設しようという提案と理解しております。そうであれば、異議申立期間に関する裁判書や配当表などを全ての債権者に送達しなければいけないというのは規律として少し重すぎないかといった印象があり、配当表等について必ずしも送達によることなく、送付という手続を用いることで、より迅速な配当手続を実施するということも考えられるのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○脇村幹事 事務局として、現時点でまだ、すみません、全体も含めて、今後更に検討しないといけないことだと思いましたので、いずれにしても中間試案の補足説明に書かせていただいた際には、この③が送達にするものなのか送付にするものかについて議論があったことを紹介し、その点について御意見が出しやすいような形で補足説明に書きたいなと、今伺っていて思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

今の点でも、あるいはほかの点でも結構ですが、御発言はいかがでしょうか。

特段ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今、送達、送付の点について御指摘を頂きましたが、そこは更に考えていただくとして、基本的にはこのような方向でパブコメに付するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は部会資料の１１ページ「６ 電子化された事件記録の閲覧等」、これにつきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 こちらの論点につきましては、これまでの資料と大きく変更している点はございません。いわゆるいつでも閲覧につきまして、当事者的な立場にある申立債権者や債務者以外に、配当要求債権者以外についてもこれを認めてもよいという考え方もございましたので、（注２）にこれを記載させていただいたところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点について御発言があれば、お願いいたします。

○今川委員 6の書きぶりなのですけれども、これは民事執行法17条を維持し、ということが前提なののでしょうか、というのが質問で、前提であれば、それを書かれた方がいいのではないかと、そうでないと、前提でないのだったら、民事執行を当事者及び利害関係人はと、こういうふうに条文を変えてしまうようなことも、（注）を読んでいると、あり得るのかなというような気がいたしましたので、その点、よろしくをお願いいたします。

○山本（和）部会長 では、事務局からお願いします。

○脇村幹事 趣旨としては、部会の議論としても、17条の文言を全く変えないかということ、それは恐らく閲覧等の内容の書き方は変えるでしょうけれども、本質的な考え方、誰が閲覧できるかとか、そういうところの規律の内容については変えない前提だったという理解をしていますので、17条の規律を基本的に維持しとか、そういったことを分かる形で少し足したいと思っています。あわせて補足等では、飽くまでそういった請求する人とかはいじらないけれども、（注1）とか（注2）は具体的な閲覧方法の内容としての議論をしているということが分かるようなことで、そういう意味で、（注2）の方ももしかししたら（注1）との関係が分かるような形で少し架橋するような、（注1）の考えを前提とか、その辺を足した方が、もしかししたら分かりやすいのかなと思いましたので、少しそこは検討したいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。では、そこは少し書きぶりを御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○大谷委員 ありがとうございます。挙手が遅くなりまして申し訳ありませんでした。質問をさせていただきたいのですけれども、11ページのところの、電磁的事件記録と言い換えた後に再び電磁的記録という言葉が出てきているのですが、使い分けをされているのかどうかのシンプルな質問でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から。

○西関係官 恐らく3行目の電磁的記録のことをおっしゃっているのかなと思いますが、ここは事件に関する事項を証明する電磁的記録、例えば事件が確定しましたよとか、そういう証明を電子データで交付することを請求するというような意味合いでございまして、一応区別して記載をしたつもりでございます。もっとも、少し分かりづらいと思いますので、説明ぶりは少し検討させていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。違うということだったようですけれども、確かに分かりにくいので。

○大谷委員 よろしく申し上げます。

○山本（克）委員 ありがとうございます。17条は執行裁判所の行う民事執行という限定が付いていて、民事執行一般の規定ではございませんね。そのところを、仮に執行官の行うものについてある程度電磁化が進むのであれば、横並びで同じような規定を置くこともできるかなという気もするのですが、今まで全然検討していなかったことなので、今思い付きで申し上げておりますのですが、どうなのでしょう、そこは補足説明ぐらいで書きいただくということも一つの案かなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○山本（和）部会長 事務局からお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。最終的に執行官の関係の記録の閲覧等のIT化といいますか電磁的記録については、別の条文をいじらないといけないということは認識しております。中間試案との関係で行きますと、分かりにくくて恐縮なのですが、私の理解としては、14ページの9の同様にIT化というところの中の一つの論点かなと思って考えておりました。そういう意味では、先生御指摘のとおり、条文としては17条、先ほど今川委員から17条を書いた方がいいのではないかと御指摘がありましたので、17条を書くという場合には、少なくとも9のIT化の議論の中の補足説明等では、別途の議論といいますか、条文の問題があるのだということは確実に書かないといけないのかなと今、伺っていて思ったところでございます。恐らく議論としては、執行官のところについても同様にIT化するという場合には、内容については同様にやっていくということかと思っていまして、すみません、私としてはそう思っていたのですが、もしかしたら委員の方で違う考え方がいらっしゃれば、また教えていただきたいと思います。

○山本（克）委員 ありがとうございます。裁判所書記官権限にするのがいいのかどうかというのは多分、執行官事件についてはあり得ると思うので、その点も含めて検討しなければいけないという、これは別に補足説明に書いてくださいというよりも、後のためのリマインダーみたいなものだと思っていただければ結構です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は12ページの「7 送達等」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○西関係官 本文、（後注）ともに、これまでの資料と基本的に同じでございます。民事執行の手続におけるシステム送達につきましては、これまでの会議におきまして、特に差押命令の送達の場面につきまして幾つか検討しなければならない視点というものを御指摘いただいたかと思えます。この点につきまして、運用面も含めまして引き続き検討する必要があるかとは思いますが、中間試案としましてはこのような形で案を作成させていただいたところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○今川委員 7（1）の送達のところなのですが、第三債務者に対する送達、システム送達ですけれども、補足説明は非常によく書かれていて、いいと思うのですが、私は、やはりこれは大きな論点なので、（注）に上げて、どういうふうを書くかというのはよく検討しなければいけないのですが、第三債務者の送達についてはシステム導入を認めないような考え方もあるとか、何か議論になるような、補足説明を読めばよく分かるのですが、（注）に何か表現を御検討いただいて、入れていただければと。この法制審のところでもすぐ議論になっていたと、実務でもいろいろな意味で大変なことが生じるという議論があったので、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 事務局、いかがですか。

○脇村幹事 恐らく、システム送達的なものを第三債務者に使う場合には、これまでのよう

に積極的に申立てをしているケースとは違って受け身のことが問題になるので、民訴法の規律を前提としたとしても、運用上いろいろ考えないといけないことがあるということが、中間試案を見ただけでも問題意識が少し分かる形の（注）を足した方がいいのではないかと考えたので、説明に書いたようなことを全て書くのは難しいですが、そこは議論として問題になったということが分かるような形で少し足せないか、足す方向で考えられないかなと考えていきたいと思います。

○山本（和）部会長 それは部会で正にかなり議論されたところですので、それから、読者は中間試案の本文しか見られない方も結構おられるので、補足説明を見るきっかけといいますか、になるような何か手掛かり的なものを（注）などで確かに残していただいた方が、意見がより出やすくなるように思いますので、難しいかもしれませんが、工夫をお願いできればと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、債権執行、第三債務者の送達の点の記載方法については少し工夫を頂くといいことにして、続きまして、部会資料13ページの「8 債務名義の正本の提出・執行文の付与」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○西関係官 事務局でございます。まず、（1）の債務名義の正本提出に関する規律の見直しにつきましては、これまでの資料と内容的な変更はございません。

それと、（2）の執行文に関する規律の見直しにつきましては、これまでの会議における御議論を踏まえまして、電子的に作成された債務名義というものにつきまして、単純執行文を不要とし、特殊執行文は必要とするというような案を本文中に記載をさせていただいております。一方で、この点につきまして検討するに当たりましては、書面により作成された債務名義と対比しつつ検討することが必要になるかなというところでございまして、書面による債務名義についても併せて単純執行文を廃止するような考え方ですとか、むしろ現行法の書面による債務名義とそろえて、電子による債務名義について単純執行文を維持するというような考え方につきましても、それぞれ（注）に記載をさせていただきまして、こういった考え方のバリエーションというものも踏まえて、パブリック・コメントで意見を募集してはいかがかというような案にさせていただいたところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、幾つかのこと、（注）を含めて、書かれておりますが、どの点からでも結構ですので、御質問、御意見等を御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。

○脇村幹事 すみません、脇村です。1点だけ、申し訳ございません、書いていないのに話すのも恐縮なのですが、8の（2）、（1）の関係で、これまでこの論点につきましては、正本提出を不要とするという議論は正に当事者の利便性を向上するというところで御議論いただいたところでございまして、方向性としては利便性の観点から、裁判所で基本的に見るということで整理されていていっているのかなと思います。

一方で、（2）アにつきまして今回、（注1）で出させていただいておりますのは、恐らくこの論点は、すみません、私たちの整理が若干不十分だったのですが、これは執行裁判所と債務名義作成機関との役割分担として、どこまで執行裁判所が見、どこまで債務名義作成機関が要件を見るかという役割分担ということで、恐らく（1）の当事者の

利便性とは若干違う論点かなと思っております。そういった意味では、単純執行文をどうするかについては、役割分担として、大量処理をする観点から、引き続き執行裁判所の役割は現行と同じように形式的に判断をし、一般的な要件については、飽くまで債務名義作成機関の方であるという考え方もあるのかなと思いましたが、そういう問題意識があるということは補足説明等で書かせていただきたいと思います。

もちろんその上で最終的にどうするのかについては、もうそれは、部会の一番最初に少し議論させていただいたかもしれませんが、執行裁判所が全部見に行くのだという考え方もあるのかもしれません。ただ、それはやはり若干、正本提出とは違う論点だと思いますので、少しその辺が分かるような形で問題提起した上で、改めて中間試案の後にどうするのかというのを考えたいと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか、今のような御指摘を踏まえて、理論的なこと、役割分担等を踏まえてということですが、何かこの際、御発言があれば。

よろしいでしょうか。中間試案としてはこういう形で意見を伺ってみて、またパブリック・コメントが出た後に、当部会でも今のような視点も含めて御議論を頂くということで、よろしければ。

○櫻井委員 正に今の点ということではないのですが、単純執行文を廃止するかどうかという点に関して、どこまで議論に出ていたか少しうろ覚えなのですが、例えば、仮執行宣言に基づいて執行しようという場合に、今でしたら、仮にその執行停止の決定がなされている場合には執行文が付与されないことで歯止めができるということになるかと思うのですが、単純執行文を廃止してしまうと、執行できてしまうのではないかと危惧されます。ほかの議論の中でもあったと思うのですが、例えば、強制執行が停止された場合に、その情報を債務名義にタグ付けるような形で、執行できないようにする制度付けができないかという議論があったかと思しますので、この単純執行文を廃止していいかという議論については、そういった制度的な手当てというのができるかどうかによっても意見が変わってくるのかなと思いますので、その点も補足説明等で触れていただければと思います。御検討お願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、よろしいですか。

○脇村幹事 そういった点も含めて、やはり改めて立ち止まって考えた方がいいかなという点だと思いますので、部会での議論をきちんと紹介したいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○笠井委員 特殊執行文のところでもいいですか。特殊執行文のところの（２）イのところの聴き方で、現行法と同様に特殊執行文の付与を必要とするものとするを書いてあって、これは要するに、単純執行文についてはなくす可能性もあるけれども、特殊執行文については当然維持するというようなことなのだろうと思うのですが、それとの関係で、部会で議論になったのは、どこがそれを付与するのかという問題です。それとの関係で、債務名義作成機関等によるという、この「等」が何を意味するのかというのが読んでいて多分、分かりにくいと思うので、この「等」とは何かということについてもパブリック・コメントに付すときには少し御説明が必要ではないかと思います。ですから、債務名義作

成機関なのか、それともそれ以外の裁判所なのかというようなことも含めて、そこについては、意見を紹介するのかどうかということも含めて考えなければいけないことかなと、これを読んで思いました。

○山本（和）部会長 事務局から趣旨の説明をお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。部会では、皆さんに御議論いただいたとおり、執行裁判所でやるのか、原裁判所という言い方ですけれども、元の裁判所でやるのかという議論がありました。この案自体は、基本的に元の裁判所という現状を維持するということを念頭に、同様にと書いているところですが、いずれにしてもその点の紹介はきちんとさせていただくと同時に、少なくとも本文は元の裁判所がやるということが念頭にあるということとはきちんと説明させていただきたいと思います。等につきましては、私たちの方でも若干、その補足説明を考えながら、この書きぶりをもう少し分かりやすくできないか、少し考えたいと思います。すみません、多分いろいろな思いが若干こもっているところがないので、その辺が私たちも、単純に書けるかどうかも含めて、少し整理したいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 先ほどの櫻井さんの御発言とも関係するのだらうと思うのですが、単純執行文を完全に廃止するということは、債務名義が裁判である場合はいいのですが、執行証書や調停調書については果たして執行力があるのかどうかという点を、執行文付与に対する異議の手続でやっている例というのが、最近はあるのかどうか分かりませんが、少なくとも昔は一杯あったわけでして、そういう執行文付与に対する異議が果たしていた役割を、仮に単純執行文を廃止した場合に、どこが担うべきかという点の検討が必要だということは、どこかで触れておいた方がいいのかなと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 今、単純執行文のところについては前回までの案を基本的にベースに書いているのですが、今日もろもろ御議論がありましたとおり、若干また検討すべきこともあるのかなと思いますので、そういう意味では、（注1）のような形で付け足すみたいな形で書いているのですが、まだそこまで決まり切っていないということが分かるように、甲案、乙案なのかも含めて、少し私たちの方でも考えたいと思います。先生がおっしゃったとおり、いずれにしても、事は裁判一般について、ある意味、単純執行文を全面的に廃止しますか、みたいな話だとした場合に、ほかとの関係とか、あるいは今果たしている役割について整理した上で、問題ないということであれば廃止できないということだと思いますので、そういった意味でまだ私たちの方も、何となく利便性向上だといいかないということで先走って書かせていただいていたのですが、検討すべき点があるということは今日、頂きましたので、書き方を含めて、もう少し穏当な形で書きたいということと、あと、事は裁判が電磁的記録で作成された場合とか、そういった一定のケースだけの話なのか、そうではないのかについては、恐らく執行文制度そのものの役割というのをもう少し考えた方がいいということかと思しますので、その辺も少し分かるような形で、（注2）では書面のことも書いていますけれども、全体的にふわっと書けないか、少し考えたいと思います。すみません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な御指摘をこの段階で頂けたので、こ

これまでの部会の議論のトーンとは方向性としてはやや違うようなところを含めて、もう少しもんでいただいて、最終的な案を考えてみたいということでもあります。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここは少し大きな修正が入るかもしれませんが、続きまして、資料14ページの「9 執行官と民事執行の手続のIT化」、この点につきまして事務局から説明をお願いします。

○西関係官 こちらの論点につきましては、これまでの資料と特段の変更はございません。執行官の関与する手続につきまして、これまでの論点と同様に、IT化をするという方向で当部会の中間試案とすることが考えられるかと考えております。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。先ほど若干、事件記録との関係で御指摘も頂いたところですが、ほかに何かございましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、民事執行では最後となりますが、資料15ページの「10 その他」の点について、事務局から説明をお願いします。

○西関係官 こちらにつきまして、まず（注1）につきましては、これまでの資料と特段の変更はございません。それと、（注2）につきましては、民事訴訟の手続において費用額確定処分の申立ての期限が定められたことを踏まえまして、民事執行の手続につきましても同様とするということを記載させていただいております。それと、（注3）につきましては、これまでの会議で出された御意見を踏まえまして記載をさせていただいたというところでございますが、こちらにつきましても何かございましたら、御意見を頂戴できればと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ということで、今回、従来からあった（注1）に加えて（注2）、（注3）というようになものも書き加えたということですが、これらについて、あるいは更に加えるべきもの等がありましたら、御指摘を頂ければと思います。

○岩井関係官 （注3）の配当留保供託の関係でございます。第1回の部会において、いわゆる配当留保供託について、これを解消するための検討をお願いしたいと申し上げたところでございますが、現時点で我々の方で考えている方策について御説明させていただければと思います。

現状、配当留保供託が問題となっておりますのは、民事執行法91条1項5号のように、仮登記抵当権などが設定されている場合が中心でございます。そこで、このような場合で配当留保供託がされている事案に限り、配当留保供託がされてから一定期間が経過した後に、執行裁判所から配当が留保されている債権者に対して、供託事由の消滅の有無について届け出るよう催告を行い、催告後一定期間が経過しても何らの届出がない場合には、当該債権者の債権を存在しないものとして追加配当を実施することとするというような規律を設けられないかと考えております。配当留保供託を解消するためには、仮登記抵当権者などの権利を一定程度失わせる方策が必要になりますけれども、そのためには当然、一定の手続保障が必要であると考えられますので、差押命令の取消制度も参考に、以上のような方策があるのではないかと考えているところでございます。具体的な規律の内容については今後、本部会において更に御検討いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○**脇村幹事** 今、岩井関係官の方から具体的な案を頂いたところで、現時点でまだそこについて部会として検討がされているわけではないということからすると、（注）に書くかどうかは少し考えないといけないのかなと思いつつ、最終的にどうするかは別にして、一定の案があるのであれば、そこをきちんと書いて意見は聴いておいた方がいいのかなとも思いますので、最終的に次回までに、本文をいじるのか補足で書くのか、少し私たちも考えたいと思います。恐らく今日、岩井関係官から説明があったばかりで、皆様の方でまだ検討はできないと思いますので、本文にするのか、本文としては（注）なのでしょうけれども、（注）にするのか補足に書くか、いずれにしても少し、今言ったものを字に起こして部会資料に書いた上で、次回、どちらにするかまた意見をお伺いしようかなと今のところは、聞いていて思いました。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。今の点について、もし今の段階で何かあれば御発言いただければと思いますし、ほかの点でも結構ですが、いかがでしょうか。

○**小澤委員** ありがとうございます。今の10の（注3）に関しては、抵当権仮登記抹消などの登記実務にも関わる点ですので、最高裁の方から提案がございましたけれども、立法措置の目的として、一つにこの現状、放置されている配当留保供託案件を終了させることと、もう一つの視点として、今後同様の事態が発生しないようにすることも重要なかなと思っています。もちろんこの検討ということは賛同いたしますし、具体的にどういう内容がいいのかということとは、こちらでもしっかり検討したいと考えています。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

○**橋爪幹事** もう1点、若干細かな点ではあるのですが、実務的な観点から改正を検討していただきたい点について申し上げたいと思います。

今般の民事訴訟法の改正においては、従来、期日の指定が裁判長の権限であるものの、期日の変更については裁判所の権限とされていた規律を改めて、期日の変更についても裁判長の権限とする旨の改正が民事訴訟法93条1項でされております。そのような観点から民事執行法の規定を見た場合に、民事執行法64条4項で、裁判所書記官が執行官に入札又は競り売りの方法により売却を実施させる場合においては、書記官が売却を実施させる旨の処分と同時に売却決定期日を指定する旨を定めているのですが、他方で、書記官が設定した売却決定期日の変更や取消しが必要となった場合には、裁判所が変更や取消しを行うとされているものと承知しております。期日の変更に関する民訴法の改正との平仄を合わせる観点からいたしますと、売却決定期日の変更や取消しも書記官権限とすることを御検討いただきたいと考えておりまして、このような書記官権限化の問題についても、パブリック・コメントの際に何らかの形で意見を聴取していただければと考えております。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。事務当局から何かコメントはありますか。

○**脇村幹事** まず前提として、10のその他の（注1）、（注2）と今回の民訴法の改正の話を少しさせていただきますと、改正法で民事訴訟法についていろいろと改正をしたものの中には、形式的に見るとそのまま、民事執行もそうですが、大体包括的に民事訴訟を準用していますので、放っておくと準用されてしまうものもあったのですが、この法制審をすることも予定されていまして、IT部分については基本的には準用を形式的に除外した上で、この部会でお諮りした上で最終的に整備しようかなということを考えておりました。そういった観点から今回、部会資料の方の10のその他で（注1）、（注2）

では、掲げさせていただいたというところでございます。

その上で今、伺っていて思ったのは、結局民事訴訟法自体の改正によって、平仄等を合わせるべき問題にが、執行あるいは倒産などにもあるのかなと思います。

そういった意味では、恐らく今、裁判所の方から御指摘があった話なのですが、裁判所に限らず、弁護士会の皆さんや司法書士の皆様みたいに裁判手続を実際に使っている方で、民訴法のはねを踏まえて何か平仄等を合わせるべき点があれば、それは教えていただいた方が。恐らくほとんどのケースはそれほど大幅な改正というわけではなくて、若干、細かい話という話もありましたけれども、そういった話かもしれないのですが、実務的に何か必要なことがあるようであれば、それは御意見いただいた方が、有り難いかなと思っています。

現時点で、そういう意味では、先ほど最高裁から1点、具体例がありましたけれども、恐らくそれに限らないかもしれないという気がしてまして、中間試案を出す際に、その他のところで何か、余り大きな改正を考えているわけでは当然ないですが、何か検討すべき点を実務家の方から頂けるような形で、もしかしたら書いた方がいいのであれば、検討すべきであるとか、そんなことかなと思いますので、すみません、現時点で当局の方で何か、絶対これを平仄とか、あるいは見直さないといけない、実務的にこの機会に同じような視点で見直さないといけない点があるかということところは、正直、ないのですけれども、もしあれば頂けるような形を少し考えてみたいかなと思います。大きな改正は考えていないということとあれですけれども、恐らくそういった実務的な話があると思いますので、教えていただければなと思いました。すみません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そのようなことで、このその他の部分は、ほかの手続でも基本的にはバスケットクローズ的な趣旨として設定されているものだと思いますので、お気付きの点があれば是非御指摘いただいて、今の段階で具体的なものがあれば、この（注）等をプラスしていくということは考えられると思いますし、中間試案にこたえる形で、こういう問題もあるということの御指摘を頂ければ、更にそういうことを検討していくということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。今の時点ではよろしいでしょうか。

それでは、以上で民事執行については御審議を頂いたということになります。

続きまして、今度は「第2 民事保全」、部会資料の15ページ以下ということになりますが、まず、この15ページの「1 インターネットを用いてする申立て等」について、事務当局の方から資料の説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目につきましては、これまでの部会資料と同様に、民事訴訟法と同様の規律とすることを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ここは特段、新しい点はないということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、16ページの「2 提出書面等の電子化」、こちらについて説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目につきましては、先ほどの民事執行と同様でございますが、（1）においては、提出書面等の電子化の対象事件等を取り上げ、（注）に具体的な考

方を記載しております。また、（２）においては、提出書面の電子化のルールについて民事訴訟と同様の規律とすることを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

先ほどの民事執行の議論のところ、（１）の（注）につきましては、もう少し分かりやすくというか、選択肢が分かるように記載を工夫していただくということで、それはこちらにも当てはまるだろうと思いますが、ほかにお気付きの点があればお出しを頂ければと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は資料の１８ページ、「３ 裁判書、調書等の電子化」、これについて説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目につきましては、従前の部会資料と同様の記載をしております。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、同じく１８ページの「４ 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、これの説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目のうち本文につきましては、従前の部会資料と同様の記載をしております。また、これまでの会議で、仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことのできる審尋の期日や、保全異議等の審尋期日において、ウェブ会議の利用の認め、電話会議による方法を認めないという考えについて御議論いただきました。ですので、（注１）及び（注２）にその考え方について記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。（注１）、（注２）、仮地位、それから不服申立ての手続について、これまで御議論いただいていたところなので、（注）に書いたということですがけれども。

○植松幹事 ありがとうございます。非常に細かい点で恐縮なのですが、本文の２行目で、民訴法８７条の２及び同法１８７条と同様にと記載があるのですがけれども、民事執行の方では、これについては民訴法８７条の２及び同法１８７条を準用してと記載がございまして、これは違いに何か意味があるのかどうか、教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 すみません。先に謝って恐縮なのですが、準用でいいかなという気がしております。基本的には民訴法を準用していますので、書き方はそろえたいと思います。すみません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。全体を通して、同じような表記がそれぞれの手続で出てくるところがありますので、最後は少し全体を通して見ていただいて、意味に違いがあれば、違う表現はもちろんなのですが、そうでない限りはできるだけ同じ表現の方が混乱を生じないと思いますので、そこは少し注意を頂ければと思います。

ほかにもいかがでしょうか。

○今川委員 （注１）、（注２）なのですが、ゴシック体に上げていただけないのかという趣旨であります。というのは、ここについては考え方が大きく分かれているのだろうと思いますので、広く意見を聴く、また、法改正というのかな、規則改正になるのか、そこはよく分かりませんが、必要などころではないのかなと思いますので、できればゴシック体に上げていただければと、このように思います。

○山本（和）部会長 事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事　そうですね、ゴシックに書くとすると、恐らく本文が原則で各タイトルを付けた上で、（２）で仮地位の債務者審尋期日と、（３）で保全異議等の審尋期日にした上で、ほかの平仄でいうと、恐らく甲案、乙案で、特段の規律を設けないというのが乙案で、それで、この考え方はこうかなと思いますので、確かに意見を聴きやすいような形にする方向で、特に問題なければ、そうしたいと思います。

○山本（和）部会長　ありがとうございました。いかがでしょうか、今のような形で、（注１）、（注２）は本文の方に記載するという御提案でしたが、特段御異論はございませんでしょうか。

それでは、その方向で事務当局には御検討をお願いしたいと思います。

今の点でもいいですし、ほかの点でも、この４について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この４の部分については、（注）のところについては本文で表記するように表現の工夫を頂くということにしたいと思います。

よろしければ、続きまして、１８ページ「５　電子化された事件記録の閲覧等」、これにつきまして事務当局から説明をお願いいたします。

○治部関係官　この項目につきましては、従前の部会資料と同様の規律を記載しております。

○山本（和）部会長　ありがとうございます。

特段の変わりはないということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、それでは、１９ページ「６　送達等」、この点につきまして御説明をお願いいたします。

○治部関係官　こちらの項目につきましても、従前の部会資料と同様の記載をしております。

○山本（和）部会長　特段の変更はないということですが、いかがでしょうか。

○櫻井委員　申し訳ないです、少し戻ってしまってもよろしいでしょうか。

５番の電子化された事件記録の閲覧等のところなのですが、民事保全と家事、非訟等では、利害を疎明した第三者の閲覧等に関しては裁判所設置端末に限定すべきだとする意見が、少数意見かとは思いますが、出ていたと思います。補足説明等で構わないのですが、電子化の意味が失われるなどという理由から多数意見にはなっていないものの、そういう意見もあったということはどこかに記載をしていただけないかと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○山本（和）部会長　事務当局、いかがでしょうか。

○脇村幹事　部会の議論を紹介する形で書かせていただきたいと思います。

保全に関していうと、どういった理由からというのは、もし現時点でこういった理由を特に書いた方がいいのではないかなというのがあれば、伺っておいた方がいいのかなと思ひまして、もしあれば、今日でなくても別に構わないのですが、補足説明をする際に、恐らくそういった考え方という点について若干、家事と保全で一緒なのかどうかという問題もあると思いますので、次回、恐らく家事をもう一度取り上げさせていただくと思いますので、その際に併せて、こういった理由から、家事はこういった理由で、少数意見というお話がありましたけれども、そういった意見があったことを紹介していただき、あるいは、併せて保全についてもという御意見を頂ければ、補足説明に書きやすいかなと、自分のことで恐縮なのですが、思いますので、よろしくをお願いいたします。

○山本（和）部会長 櫻井委員、それでは、よろしくお願いいたします。

○櫻井委員 はい。

○山本（和）部会長 ほかに、いかがでしょうか。6の点も含めて、よろしいでしょうか。

○櫻井委員 6（1）のところなのですが、ここでも民事執行の場合と同じく、第三債務者への送達に関する議論があったかと思しますので、問題点の指摘といいますか、視点を記載していただけても構わないと思しますので、注書をしていただくということを御検討いただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。恐らく私の理解では、その点は7のその他の（注3）で、保全執行に関する手続についてと書かれていて、第三債務者に対する仮差押えの送達、基本的には保全執行の問題だということで、恐らく補足説明でその点は説明されるという趣旨なのかなと理解をしていました。

○櫻井委員 分かりました。それであれば結構です。

○山本（和）部会長 そういう形でよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、保全のところまで最後ですけれども、「7 その他」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目につきましては、（注1）及び（注3）において、従前の部会資料に記載されていた証拠調べ手続及び保全執行に関する手続について記載しております。そのほかに、（注2）には、ほかの手続と同様に、費用額確定処分の申立ての期限を民事訴訟法と同様の規律とすることについて、（注4）には、これまで御議論いただいていた、起訴命令が発せられた債権者による本案の訴えの提起又は係属を証する書面の提出を不要とすることについて、記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。ここも先ほどの民事執行と同じような趣旨で、バスケティック的なものでありますけれども、（注1）から（注4）までになっていますが、こういうようなことでよいのか、あるいはほかにも更に付け加えるようなところがあるのか等も含めて、もし何か御質問、御意見があれば、お願いしたいと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。この保全の関係で、仮地位仮処分とか保全異議の中で和解をした場合の調書の送達という話があるのかなと思っていて、それについてやはり一律送達するかどうかという点が、ほかの手続と同じように問題にはなるのではないかと思います、その辺りに触れていただいた方がいいのかなと思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 恐らく法律上、保全でやっている和解がどういった説明でされているのか、実務的にはいろいろ説明がありそうな気がするのですが、条文の操作として、運用の問題としてされているのか、民事訴訟法の準用でやっているのか、その点はさて置くとして、その辺の整理は別にして、恐らく御指摘としては、パブリック・コメントを掛ける際には、保全でも実際上そういった営みがあることを前提に、そこに法制審としても気付いているのですよということを書いておいた方がいいということだと思いますので、少し考えさせてくださいと思います。最終的に条文が必要かどうかは、恐らく本体の和解がどういった説明でされているかにもよると思いますので、そこはまた当局で考えたいと思いますが、（注）は少し書き足す方向かなと思いますので、考えさせてくださいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な点の御指摘であったかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、保全についての議論はこの程度にさせていただきます。資料ではその次に「第3 破産手続」、「第4 民事再生等の手続」がありますが、これは次回、資料10の方で補充というか、していただいて、御議論を頂くということで、本日の議論としては、資料20ページの「第5 非訟事件」の方に移っていきたいと思いますが、ここも、まず非訟事件の「1 インターネットを用いてする申立て等」、ここから議論をお願いしたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、基本的にはこれまでの部会資料と同様の内容でございますけれども、前回の御議論を踏まえまして、（2）イの裁判所が選任した者に対する義務付けにつきましては両案併記の形で記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つかありますが、特段区切りませんので、どの点からでも御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。イで裁判所が選任した者について、ほかのところ、先ほど民事執行のところでも出てきましたが、甲案、乙案という形でこのように記載をしているということですが、特段ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、今度は21ページ「2 提出書面等の電子化」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、基本的には前回御議論いただきました破産手続の部会資料と同様の記載となっております。ただ、その際の御議論を踏まえまして、（1）の（注）につきましては記載ぶりを修正しているところでございます。また、（2）イにつきましては、非訟法の閲覧等の制限の規定を踏まえた記載としております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

基本的には先ほど民事執行での御議論で、この（注）の部分についてはもう少し分かりやすく記載を変更するというのは、ここでも同様に妥当するということかと思いますが、その点を含めて、ほかの点でも結構ですが、（2）の部分全体につきまして御質問、御意見等があれば、お出しを頂ければと思います。

○今川委員 2（1）の、形式的な話ですが、裁判所に義務を課すことにするという書き方になっていますが、強制執行のように平仄を合わせていただければと、このように思っております。あと、検討する、は同じことです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。これはよろしいですね。それでは、少し以前の記載が残っているということかと思いますが、合わせて直していただくということにしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特段ございませんか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は資料23ページ「3 裁判書、調書等の電子化」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、前回の部会資料から特段の変更はございません。

○山本（和）部会長 特段の変更はないということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、同じく23ページ「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」、この点の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、本文は前回の部会資料から特段の変更はございません。（2）の（注）では、前回この論点を取り上げた際の御議論を踏まえまして、専門委員以外の専門家等がウェブ会議又は電話会議によって意見を述べることについて記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

前回の議論を踏まえて、この（注）を加えたということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料24ページ、和解と送達又は送付、この点につきまして御説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、本文では前回の家事事件手続法等の御議論を踏まえまして、送達と送付の両案を併記することとしております。また、（注）におきまして、これらの案が郵便費用の実費精算の取扱いを改め、手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものであることを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

送達、送付を両案併記の形にして、（注）でその手数料の点、前回御議論いただいた点を付加したということですがけれども、いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。乙案なのですから、送付しなければならないものとするという書き方になっていまして、そうすると、常に送付をしないといけないかのよう読めるのですけれども、説明文を見ますと、一律に送達によるべきものとせずに送付の方法も選択し得るというふうな書き方になっています。乙案としては、常に送付というのではなくて、送達を希望する場合には送達もできるということなのかなと思ひまして、その辺りが分かるような表現に変えていただいた方がいいのかなと思ひました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 恐らく法律に書くときはまた別の考え方が、一応、送付の概念に送達が入るとかいう議論があると思うのですけれども、恐らく先生がおっしゃっているとおり、パブリック・コメントにする際に、送達しないのかというふうに見えるということだと思いますので、又はで結ぶとか、そういった形かなと、今伺っていて思ひましたので、少しその辺は考えたいと思ひます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その点は少し、それでは、記載方法を工夫していただくことにしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、乙案の点は記載を工夫していただくということにして、続いて、25ページ「6 電子化された事件記録の閲覧等」、この部分について事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、本文はこれまでの部会資料と同様の内容で

ございます。（注１）では、前回の家事事件手続法での御議論を踏まえまして、当事者が自ら提出した書面等については許可を要しないとの考え方を記載しております。また、（注２）及び（注３）では、前回の家事事件手続法の部会資料と同様の記載をしております。さらに、（注４）では、非訟事件の中には借地非訟事件のように、裁判所の許可を要することなく事件記録の閲覧等を認める事件類型がございますので、これらにつきまして民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認める旨の記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そのようなことで、前回の家事についての議論を踏まえて、この（注）を少し増やしていただいたということでありませうけれども、どの点でも結構ですので、御指摘いただけることがあれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませうか。

それでは、続きまして、部会資料２６ページ「７ 送達等」、この部分について事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、これまでの部会資料と同様に、民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。

○山本（和）部会長 特段の変更はないということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、非訟の部分の最後ですが、資料２７ページ、「８ その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、（注１）におきまして、従前の部会資料に記載しておりました証拠調べの手続について記載をしております。また、（注２）では、ほかの手続と同様に、費用額確定処分の申立ての期限等の規律につきまして、民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

（注２）として、費用額確定処分の申立ての話、あるいは申立て手数料を納付しない場合の却下に対する即時抗告の規定等、民事訴訟並びの形で（注２）というのを設けたということですが、いかがでしょうか。これらの（注）、あるいはほかにも何か（注）として加えるべきもの等があれば、御指摘を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、非訟で最後と申し上げましたが、もう一つありました。２８ページの「９ 公示催告事件における公告」、この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 この項目につきましては、裁判所設置端末を利用して閲覧することができるようにすることと、裁判所のウェブサイトに掲載するということを整理して別の項目としまして、官報への掲載に加えて裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないという規律を設けるか否かにつきましては、両案併記の形で（２）を設けたところでございます。

○山本（和）部会長 ということで、従来の説明というか議論を少し分けて分かりやすくした、裁判所設置端末の利用の問題とウェブサイト掲載の問題を分けて書いて、ウェブサイトの方については両論併記という形で整理をしたということでありませうけれども、その表現ぶり等を含めて、いかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。乙案の特段の規律を設けないという記載のみですと、

一見して甲案との違いが分かりにくいのではないかと思います。例えば括弧書きで、従来の掲示、掲載に加えて裁判所のウェブサイトに掲載はしないというような、甲案との違いを明確にした表現の方が意見を求めやすいのではないかと思いますという感想を持ちました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 御指摘いただいたとおり、乙案も結局、官報とか、オンラインとかの官報を踏まえて、それと別に裁判所のウェブサイトに掲載はしないということを含意して書こうとしていたことなので、少し表現を、おっしゃるとおり、何もしないわけではないので、すみません、そういったことが分かる形にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。分かりやすいような記載ぶりを工夫していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 すみません、1点だけ、公告そのものではないのですけれども、先ほどその他のところで、実務的な視点からまた御意見いただくようなことを書きませんかと話をしていただいて、恐らく書く方向で考えているのですけれども、今改めて見ると、8がその他で9が個別になっていて、バスケットでやるのだったら全部やった方がいいと思うので、順番を8と9を多分ひっくり返すことにさせていただいた方が、元々8は一応、総則のその他のつもりで書いていたのですけれども、どうせバスケットを置くのだったらひっくり返した方がいいと思いますので、すみません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。私も誤解していたということかと思いますが、分かりやすくしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで非訟のところか終わりということになりますので、ここで休憩を取りたいと思います。20分程度ということで、3時5分の開始でよろしいですか。

それでは、15時5分に再開したいと思いますので、その時間にお戻りを頂ければと思います。

（休 憩）

○山本（和）部会長 それでは、時間になりましたので、審議を再開したいと思います。

続きましては、部会資料29ページの「第6 民事調停」の部分に入りたいと思います。まず、「1 インターネットを用いてする申立て等」について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、（1）では、民事調停の手続においてインターネットを用いて申立て等を行うことができるものとするについて記載しております。（2）では、インターネットによることの義務付けについて、民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

民事訴訟並びにということですが、いかがでしょうか。お気付きの点があれば御指摘いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、同じく29ページ「2 提出書面等の電子化」、この点について御説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、提出書面等の電子化について、基本的には民事訴訟と同様の規律とすることを記載しております。なお、(2)のイ及び(注)では、営業秘密などの情報につきまして紙媒体で管理することを可能とする規律を記載しておりますけれども、民事調停手続に営業秘密等の第三者閲覧制限に関する民事訴訟の規律を準用することにつきましては、「6 事件記録の閲覧等」の(2)において取り上げているところでございます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、部会資料31ページの「3 裁判書、調書等の電子化」、この点について事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目では、裁判書、調書等につきまして、民事訴訟の判決書等と同様に、電磁的記録によって作成する規律を記載しております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」、この点の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目では、民事調停の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用につきまして、民事訴訟と同様に遠隔地要件を削除するということを記載しております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。特段問題はないでしょうか。

それでは、続いて「5 調停と送達又は送付」、この点の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、本文では、調停調書につきまして、非訟事件と同様に送達又は送付の両案を併記しているところでございます。また、(注)におきましては、これらの案が郵便費用の実費精算の取扱いを改め、手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものであることを記載しております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

先ほどの非訟事件に出てきた、先ほどは和解でしたけれども、こちらは調停合意ということですが、同じような趣旨で同じような形で記載されているということですが、いかがでしょうか。

先ほど植松幹事からでしたか、御指摘がありましたように、乙案の書き方については同様に、少し書き方の工夫をしていただくということかもしれませんが、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料32ページ「6 事件記録の閲覧等」、この点につきまして御説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、(1)では、現行法の紙媒体の事件記録を閲覧等することができる当事者又は利害関係を疎明した第三者が、電子化された事件記録についても閲覧等を行うことができるものとするという規律を記載しております。また、

(注)では、閲覧の具体的な内容につきまして民事訴訟と同様の規律とすることを記載しております。

次に、(2)についてでございますけれども、現行の民事調停法には、記録について第三者の閲覧制限をする規定はございませんで、利害関係を疎明した第三者が記録の中の営業秘密等が記載された部分についても閲覧等を行うことが制限されておられません。しかし、第三者の閲覧等を制限することができないということが民事調停の利用を妨げるのは相当ではないとの考え方もあり得るところでございますので、民事調停におきまして、民訴法92条の規定を準用して、第三者の閲覧等を制限する規律を導入するということを記載しております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

ということで、(1)は基本的に民訴並びということですが、(2)で従来、民事調停法上必ずしも準用されていなかった閲覧等制限の規律をこの際、民事調停法の中にも導入する、準用するということが新たな提案として提案されているところでありますけれども、いかがでしょうか。御質問、御意見を御自由にお出しを頂ければと思います。

○脇村幹事 6の括弧につきまして、ある意味、実質改正の部分でございますので、現時点では恐らく私たちも問題ないかなとは思っていますけれども、パブリック・コメントをさせていただいた上で、何か弊害がないかは意見を聴いた上で、改めて中間試案後に提示させていただきたいと思っています。

私もこの民事調停の改正、なぜ92条を準用していないかについて、説明を明確にできればいいなと思い、昔の記憶をたどっているのですが、若干、覚えていないというか、あれなんですけれども、一つだけ、確かこれは23年、非訟法をいじった際の議論としてありましたのは、民事訴訟においては何人も閲覧ができるのに対しまして、民事調停は一応その対象が絞られています。民事調停の閲覧の規定は当事者と利害関係者に限られていますので、そういう意味では、その利害関係者についてあえて92条を準用するのかという問題があり、そこまでなくていいのではないかということではなかったかというふうに、思い出したような、そんな話をしたような記憶が若干あるのですが、一方で、いずれにしても当事者以外の第三者について、広く民事訴訟法では縛りが掛けられることとのバランスがやはり気になる場所ではないかと思っておりますので、特段問題なければ導入してもいいのではないかと、特に今回、ITの関係では例外要件、民訴法は関係して作っておりますので、併せて整備するということでもいいのではないかとはいっていますけれども、いずれにしても、問題点がないかは広くパブリック・コメントをさせていただいた上で、恐らく調停の中にもいろいろな調停があると思っておりますので、意見を聴いた上でやらせていただきたいと思っています。

あと、すみません、(1)で末尾に、「ことで、どうか」と書いていますが、もちろん、「ものとする」ということでございますので、次回出すときには修正を、次回出すときにきれいに直させていただきます。すみません。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。そのようなことで、(2)について、恐らくニーズの方としては、最近では知財調停というようなものも活用されたりという議論がある中で、やはり92条的なものが必要ではないかというような御意見も一方では恐らくあるのだらうと思いますが、他方では何らかの弊害等を御指摘いただくようなパブリッ

ク・コメントも出てくるかもしれませんが、それを踏まえてまた議論をしたいということですが、よろしいでしょうか。

それでは、この点はこのような形でパブコメに付すということにしたいと思います。

続きまして、部会資料33ページ、「7 送達等」、この点につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、民事調停における電磁的記録の送達及び公示送達につきまして、民事訴訟と同様の規律とすることを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。民事訴訟並びということで特段、よろしいでしょうか。

それでは、民事調停のところは最後ですけれども、資料34ページ「8 その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、（注1）及び（注2）で、証拠調べや費用額確定の申立ての期限等につきまして、民事訴訟と同様の規律とすることを記載しております。また、（注3）では、特定調停が民事調停の特例であること及び、特定調停が債務整理に利用されておりまして、債権者が複数となるということから、特定調停の手続につきまして民事調停のIT化及び破産手続等のIT化を踏まえて、IT化することを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ということで、（注1）、（注2）は民事訴訟並びということで、（注3）については、この部会でも、この特定調停については実質倒産手続であるということから、むしろ倒産手続並びの規定を用意すべきではないかという御意見があったことを踏まえて、この点を出してパブリック・コメントで意見を聴くということにしているということですが、いかがでしょうか。これらの点、あるいはこれらの点以外でも、その他に加えるべき点等がございましたら御指摘を頂ければと思います。

よろしいですか。

それでは、以上で民事調停については御審議を頂いたということになります。

続きまして、資料36ページ「第7 労働審判」ということですが、この点、今回新たに当部会では御議論を頂く点ということになりますけれども、まず、36ページの「1 インターネットを用いてする申立て等」、この点につきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、（1）では労働審判手続におけるインターネットを用いた申立て等を行うことができるものとするということについて記載しております。（2）では、インターネットによることの義務付けについて、民事訴訟と同様の規律とすることを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

この点について御質問、御意見があればお出しを頂ければと思います。

○富田委員 ありがとうございます。（2）のインターネットを用いてする申立ての義務付けについて、労働審判においては許可代理人が選任されるケースがあると思うのですが、民訴法と同様に、この許可代理人は申立て等の義務付けの範囲に含まれないという理解でいいのか、確認をさせていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。すみません、書き方があれなのですが、結論的には許可代理人は外れる前提で考えておりました。民事訴訟法の方でも、いわゆる専門家で許可に関わらない人は義務付けをし、簡易裁判所等の許可の者は外すという理解をしておりましたので、同じでよいのではないかというふうなことを思っておりました。

○富田委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料36ページの「2 提出書面等の電子化」、この点について事務局からまず説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目では、提出書面等の電子化につきまして、民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

民訴と並びということですが、いかがでしょうか。御発言があればお願いいたします。

○富田委員 度々申し訳ありません。民訴と同じ並びということなのですが、念のため確認を頂きたいのと、できればその旨を記載して頂きたいのですが、37ページ、イの例外のところで、2行目の後半から、第三者閲覧制限の申立てがあった営業秘密というワードが出てくるのですが、この営業秘密は、いわゆる不正競争防止法の第2条第6項に規定する営業秘密に限定されるものなのかということの確認と、もしそうであれば、この営業秘密が限定されているということを補足説明なりで入れていただけたら有り難いと思いますので、よろしくお願いします。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 結論的には民事訴訟法と全く同じ方向で考えておりましたので、そこでいう営業秘密は、規定がきちんとあって定義されたものということで考えておりました。恐らくほかのところとの平仄もあり、この民訴法を引っ張ってくるのかにも関わってくると思いますので、書き方は少し、もちろん補足説明は当然書かせていただきますけれども、そういったことが本文でもある程度分かるようにするかどうか、考えさせていただきたいと思います。

○富田委員 ありがとうございます。是非よろしくお願ひしたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、この2の点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料の37ページ「3 裁判書、調書等の電子化」、この点の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目では、審判書や調書等につきまして、民事訴訟の判決書等と同様に、電磁的記録によって作成するという規律を記載しております。

○山本（和）部会長 ここの民事訴訟並びということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は資料38ページ「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目では、労働審判の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用につきまして、現行法が非訟法を準用していることから、当事者が遠隔地に居住しているときとの要件があるところ、民事訴訟と同様に遠隔地要件を削除するということを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

遠隔地要件を削除するということですが、いかがでしょうか。

○富田委員 この項目、何度も申し訳ありません。ここについては確認をさせていただきたいことが何点かございます。まず1点目なのですが、労働審判においては既に運用としてウェブ会議や電話会議を利用した労働審判が行われているかと思うのですが、元々労働審判は3回の審議ということになっているのですが、運用上でウェブ会議や電話会議を利用した際に3回の審議で終わらなかったケースというのがあるのかどうか、もしあるようであれば、どのぐらいの頻度であるのかどうかということを教えていただければと思います。今回改めて法律に規定されることで迅速な審議が仮に何か阻害されるようなことがあれば、そこは検討する必要があるのではないかという趣旨からの質問でございます。

それから、2点目なのですが、今回ここで除外されている証拠調べですが、この後出てくる8のその他の説明においては、原則、証拠調べをウェブ会議とする考え方が示されているのですが、期日における手続と証拠調べを同日に行う場合にどちらの規律が優先されるのかということを確認させていただきたいと思います。証拠調べの規律が優先され、原則ウェブ会議ということであれば、ここの4の記述についても、それが分かるような記載の工夫をお願いしたいと思っての質問でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。第1点は運用の話なので、最高裁の方で分かりますか。

○南関係官 3回の期日で終わらなかった期日があるのかどうかという御質問ですが、ウェブ会議に限って期日が4回以上の事件があったかどうかという統計を取っておりませんので、御質問の点については、御回答できません。

○山本（和）部会長 ウェブ会議に限らないというのは、統計はあるのですか。

○南関係官 今、手元に正確な数字はありませんが、ウェブ会議に限らなければございます。ただ、ほとんどの事件が3回以内で終了しているという状況になります。

○山本（和）部会長 分かりました。それでは、第2点の方について、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。結論においては、証拠調べについて民事訴訟を準用している部分については、民事訴訟ではウェブ会議に限られるような要件立てをしているものも、審尋もあります、証拠調べ本体もそうですけれども、しておりますので、そういったものについては当然、その堅い方で適用されるということを認識しておりました。恐らく、そういった点がこの4だけ見ても分からないという御指摘だと思いますので、具体的に証拠調べとしては、恐らく証人尋問、当事者尋問と当事者、参考人等の証拠調べ等の審尋が187条はございますので、その辺を引きながら、その優劣関係については証拠調べが前提ですよということが分かるようなことを、多分（注）か何かで書いた方がいいのではないかと思いますので、書く方向で考えたいと思っております。

○**富田委員** ありがとうございます。1点目の方の、統計は取っていないということで、現時点では分からないということなのですが、先ほども申し上げましたとおり、これを法改正することで、3回の審議で迅速な解決を図ることへの仮に何か阻害があるということも考えられないわけではないかと思います。法改正の中で、検証するようなことも少し御検討いただけると有り難いと思いましたので、よろしくお願いします。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。それは少し事務局と、あれですかね。

○**脇村幹事** 少なくとも今、富田委員からお話があったように、現行法でも遠隔地要件は別にせよ、できることになっておりますが、広げることでそういった御指摘があったということは補足説明等でも紹介させていただき、皆様から、例えば実情をよく知っている弁護士さんなどが意見を出しやすいような形で補足説明を書きたいと今、伺っていて思いました。

○**山本（和）部会長** 最高裁、補足いただければと思います。

○**南関係官** 先ほど富田委員から御指摘いただきましたウェブ会議について、現にウェブ会議の運用を開始しておりますけれども、労働審判手続には、3回以内の期日で終わらせるという迅速な紛争解決の要請がありますので、期日の開催方法の選択肢を増やすことによって、より迅速な解決を実現するという趣旨で運用しておりますし、当然、法改正後もそのような趣旨で運用していくということになろうかと思います。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。富田委員、よろしいでしょうか。

○**富田委員** はい、大丈夫です。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

ほかに、この期日におけるウェブ会議、電話会議の部分、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料38ページ「5 調停と送達又は送付」、この部分につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○**波多野関係官** こちらの項目につきましては、本文（1）では、民事調停の手続と同様に、調停調書につきまして送達又は送付の両案を併記しております。また、本文（2）では、労働審判が期日において口頭で告知する方法によってされた場合に作成される審判書に代わる調書につきましても、送達又は送付の両案を併記しているところでございます。さらに、それぞれの（注）では、これらの案が郵便費用の実費精算の取扱いを改め、手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものであることを記載しております。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

それでは、この点、調停における合意と審判書に代わる調書というのは少し違うところもあるということで、同じような形でということですが、別建てで記載をしているということでもありますけれども、このような中身あるいは記載方法について御意見、御質問等があれば、お出しを頂ければと思います。

○**富田委員** 何度も何度もすみません。あと、6のところも最後にもう一度意見を言わせていただきたいと思いますのですが。この送達又は送付の義務化のところなのですが、実は非常に気にしているのが、申立ての手数料に組み込まれ一本化されたときの送達と送付の費用負担がどれぐらい違うのかということでありまして、仮に送達しなければな

らないとなった際に、送付よりも相当費用負担が大きくなるようであれば、逆に送付に一本化するという考え方もあろうかと思しますので、そのところを教えていただければと思います。

○山本（和）部会長　ありがとうございます。事務局からお答えいただける範囲で、どの程度。お願いします。

○園関係官　関係官の園の方から申し上げます。御指摘いただいた、調書を送達する場合と送付する場合とで費用が違うのかという点につきましては、従前、植松幹事からも御指摘いただいたところと同様の問題意識からのものではないかと思われますところ、現行法の下におきましては、一般には送達の方が費用が高く、送付は比較的安価なものでワークしているところがございます。その上で、手数料の額をどのように最終的に設定するのかというところにつきましては、説明資料の方にも触れさせていただきましたけれども、現在の郵便利用の実態を踏まえて、最終的には関係機関と協議して定めなければいけないというものになっておりまして、どのような額になるのかというところ、確定的なものを申し上げるのはなかなか難しいところはございますけれども、いずれの案を前提とした場合であっても、皆様から頂いた御指摘を踏まえて、引き続き検討の方をさせていただきたいと、そのように考えております。

○脇村幹事　費用の点は私は分からないので、あれなのですけれども、いずれにしても、この部会の御議論の乙案というのは、軽い方の送付を必ずするという前提というよりは、原則送達だけれども、送付でもいいケースがあるのではないかということから提案されているのかなと思っております、そういう意味では、送付ではなくて、送達と、送達又は送付で意見聴取すべきでないかという意見が先ほど植松先生から出たのかなと思います。

そういう意味では、完全に送達と送付を比較した上で何か、金額は私はどうやって出すのか詳しくないのですけれども、ということかどうか分からないのですが、恐らく部会の御意見、ほかの意見も含めて、送達と送付を完全に別のものとして見るというよりは、という案かと思います。もちろん富田委員の御指摘を踏まえて、また別途、検討すべきことはあると思うのですが、いずれにしても部会資料というか中間試案としては、二者択一ではないということが分かるような形で提示した上で、それがどうはねるかについてはまた別途御検討いただきながら、最終的に決めていただくのかなと私としては思っております。そういう意味で、多分送付を単独で書いたことが問題点の一つだと思いますので、すみません、修正した上で、また考えたいと思います。

○山本（和）部会長　ありがとうございます。今の段階で説明できるのはそういう限りということかと思いますが、富田委員、いかがでしょうか。

○富田委員　ありがとうございます。今の現行だと実費精算ですので、これは問題が二つあると思っていて、一本化することで今よりも費用負担が高い形で固定されてしまうと、結果として費用の負担が増えてしまい、これは送達であっても送付であっても同じなのだと思います。なので、一本化されることによって、送達であっても送付であっても、今よりも費用負担が軽くなるということであれば、そういう方法をとるということもあるのですけれども、仮に一本化することで現行よりも負担が多くなるようなところがあるのであれば、一本化することそのものもやはり検討の余地があるのではないかと思いますので、そのことも併せて御検討いただけると有り難いと思います。よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その点は、この中間試案、パブコメ後にまた引き続き御議論を頂くところかと思えます。ただ、具体的な金額は、恐らく最後まで何円とかという話にはならない、民訴のときも同じような御議論はありましたけれども、なかなかそれは難しいということは御理解いただいて、引き続き御議論を頂ければと思います。

この5の点、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料39ページ「6 電子化された事件記録の閲覧等」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、本文では、現行法で紙媒体の事件記録を閲覧等することができる当事者及び利害関係を疎明した第三者が、電子化された事件記録についても閲覧等を行うことができるものとするを記載しております。また、（注）では、閲覧等の具体的な内容について、民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。富田委員、先ほどこの点についてという御発言がありましたかね。

○富田委員 ありがとうございます。ここの閲覧そのものの記載についてというわけではないのですけれども、今回、事件記録が電子化をされて、電子的にアクセスができるということであれば、そのアクセス環境の改善に、労働審判員のアクセス環境も御検討いただけないかという意見でございます。現状、労働裁判員に対する事件記録の閲覧方法は各裁判所の運用に任されておりまして、労働審判員によっては記録へのアクセスそのものを負担に感じている、若しくは、要は審理までに十分に閲覧ができないといったような声が多数寄せられております。今回を機に労働審判員への記録のアクセス改善、こちらも御検討いただけると有り難いと思いますので、よろしくお願いします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、コメントを。

○脇村幹事 脇村です。恐らくこの手続法の議論あるいは規則の議論をする際に、この法制審で議論をしているのは、どちらかといいますと裁判所と外の人との関係の手続保障の観点などから、記録の閲覧をどうしていくのかということで正に法律を作っていかにさせていただいて、その派生で規則についても議論させていただいていると認識しています。一方で今、委員から御指摘があった点は正に裁判所内部そのものの問題ということで、恐らく本質的に規則事項といいますか、裁判所内部の問題としてということで、こちらの方は正に次元が違う話ではあるのですけれども、一方で実際に労働審判員の方の中には正に関心をお持ちの方がいらっしゃるということと受け止めました。最終的には最高裁の方で検討されるべき事項だと思いますが、当局としてそれ以上なかなかコメントはできないのですけれども、今の御発言を踏まえて御検討されるのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。民事調停委員、家事調停委員等についても同様の問題がそれ以外にもあるのではないかと思いますけれども、今のようなことではあるのですが、富田委員、いかがでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。是非前向きな御検討をよろしくお願いいたしますと思います。

○山本（和）部会長 最高裁判所に向けてということかもしれませんが、引き続きよろしく

御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料40ページ「7 送達等」、この点について事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、本文及び（注）におきまして、電磁的記録の送達等について民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。

○山本（和）部会長 民事訴訟並びということですが、いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、最後、資料41ページの「8 その他」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

○波多野関係官 こちらの項目につきましては、（注1）では、労働審判の手続におけるウェブ会議等を用いた参考人等の審尋などの証拠調べ手続につきまして、民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。また、（注2）では、費用額の確定の申立て等につきまして、民事訴訟と同様の規律とするということを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

バスケット項目ということですが、（注1）、（注2）は基本的には民訴並びでの規定ということですが、これらの（注）の記載、あるいはほかにも（注）として記載すべき事項があるのではないかなというような御指摘でも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

資料42ページにあるように、最後、第8、人事訴訟、第9、家事事件、第10、ハーグ事件、第11、その他、これらについては次回、部会資料10の形で御審議を頂くということで、本日予定していた項目については全てこれで御議論いただいたと思います。

どうも私の最初の発言がやや皆さんの発言を制約してしまったのかと思いますが、予定した時間よりはかなり早い時間でありますので、もしこの際、全体を通して何か発言をということであれば、御遠慮なく発言していただいて結構ですので、いかがでしょうか。何でも結構ですが、もし御発言の希望があればと思いますが。

○杉山幹事 幹事の杉山です。発言しそびれたのと、次回の破産のときに同じような問題があるので、それを見ながらとは思ったのですけれども、民事執行の記録の閲覧のところで、資料ですと12ページの（注2）のところですが、配当要求をした債権者の裁判所外端末による記録の閲覧について言及があります。この点は、きちんと議論がされたというよりは、こういう方向もあり得るのではないかなというぐらいの提案しか出されていなかったと思いますし、配当要求債権者以外にも当然に配当を受ける債権者などもあります。また、倒産の場面では債権者の裁判所外の端末での閲覧は消極になる可能性もありますので、（注2）の書きぶりも含めて、ペンディングにしておいて、再度検討していただけないかと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局からコメントはありますか。

○脇村幹事 そうですね、今の12ページの（注2）自体も、確かに考え方があるということとで若干の留保付きではあるのかなと思っています。ただ、先生がおっしゃっているとおり、破産の方で債権者一般について考え方を掲げるかどうかによっては、恐らく併せてこ

こでもこういうふうにするべき、あるいは、向こうで落とすのだったら逆に落とした方がいいのではないかということもあるのかもしれませんが。そういう意味で、最後、破産で御議論いただいた上で、また併せて表現などについては修正することもあるのかなと今、思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。また対象についても、杉山さん御指摘のとおり、配当要求債権者に限定するのか、抵当権者のように特段の申立てもせずに配当を受けられる、受けるべき債権者みたいなものをどうするのかとか、詰めるとかなりいろいろ確かに問題はありそうな感じがしますが、破産、倒産のところの議論も含めて、その詰める必要があるのかどうかということもあると思いますので、杉山さんの御指摘のように、ここはペンディングとして、次回の議論を踏まえて、もう一度検討していただくということにしたいと思います。

ほかに、言いそびれたという点でも結構ですけれども、御発言があればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特段御発言はないようですので、本日の審議はこの程度にさせていただきます。

次回議事日程等について、事務当局の方から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。次回の日程は、令和4年7月29日金曜日、午後1時から6時まで、場所は法務省7階共用会議室を用意しておりますが、もちろんオンラインでも結構でございます。

今回は倒産、人訴、家事、あとその他といいますか、そういったものを取り上げさせていただくと、目次に書いている残りの部分を取り上げさせていただくことを考えております。また、今回取り上げたものについても、できれば出せばいいなとは思っておりますが、絶対出しますとお約束する自信はないので、すみません、この程度にさせていただければと思っています。

ただ、その関係で1点、お話しさせていただきますと、場合によっては次回、そういう意味で全部を出させていただいた上で御検討いただくことが可能な可能性もあるのですけれども、当局としましては、次回で取りまとめをするということまでは考えておりません。8月5日にもう一度、日が入っておりますので、恐らく次回の議論を踏まえた修正等を踏まえたものをもう一度皆さんに8月に確認させていただく方がいいかなと思っておりますので、少なくとも次回、もしかすると御予定のある方もいらっしゃるかもしれませんが、次回の取りまとめということは考えていないということだけは多分、御説明できるのかなと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。ということで、今回はこの後、3週間空くということで、29日ということですが、その後は連続ということで、部会長としては8月に会議を開くというのは内心じくじたるものがあるのですが、今のような形ですので、大事を取って、次回での取りまとめということではなくて、もう一回やって、慎重を期して取りまとめ、その後、パブリック・コメントに入ることにはさせていただければと思います。

それでは、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたり熱心な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

－了－